

徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳之島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（令和6年度徳之島町条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 徳之島町農産物加工センター（以下、「加工センター」という。）の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは時間を早め、又は延長することができる。

(休館日)

第3条 加工センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月27日から翌日1月4日までの日
- (4) 加工センター業務に支障があると認められる日

2 指定管理者が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、休館日及び開館日を定めることができる。

(施設の利用手続及び許可)

第4条 施設を利用する者（以下、「利用者」という。）は、徳之島町農産物加工センター利用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、原則として利用の日の3日前までに指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、その限りではない。

(利用料)

第5条 利用者は、利用料（別表）を納付しなければならない。なお、利用料に係る消費税は、内税とする。

(販売許可)

第6条 徳之島町農産物加工センター販売許可事務要綱の第4条に沿って申請し、第5条によって許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 加工センターの備品を外部に持ち出さないこと。
- (2) 加工センター内に個人の調理器具等を持ち込む場合は事前に伝えること。
- (3) 加工センター内に私物（加工した加工製品を含む。）を放置し、保管しないこと。
- (4) 利用時間を遵守し、利用後は清掃、整理に努め、管理人の検収を受けること。
- (5) 加工残さ及び作業により発生したゴミは、各自で処理すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、加工センターの維持管理上必要であると指定管理者が認めた場合

(減免)

第8条 指定管理者が必要と認めた場合、第5条利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 販売目的で、起業支援に該当する場合100分の50以内を減免する。
- (2) 研修目的で、地域特産品開発支援に該当する場合100分の70以内を減免する。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、徳之島町農産物加工センター利用料金減免申請書（別記第2号様式）を申請書の提出時に、指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、施設管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

(施行期日)

第10条 この規則は、令和7年6月1日より適用する。

(経過措置)

第11条

(指定管理者不在時に係る読替え)

第12条 指定管理者不在等期間における条文中の「指定管理者」とあるものは「町長」、「利用」とあるものは「使用」とする。

別表 1（第 5 条関係）農産物処理加工施設

加工室	1人につき (4時間以内)	800円
	1人につき (4時間以上)	1600円
ジュース 焼肉たれ つゆ等	1本につき (ジュース作り1工程)	900cc 160円
		700cc～750cc 120円
		300cc～450cc 80円
みそ	1kgにつき	160円
つくだ煮	1kgにつき	160円
乾燥機	1時間あたり	1600円
ボイルタンク	1回転につき	600円
ミキサー	1回あたり	200円
蒸し器	1台につき	1000円
急速冷凍庫	1回転につき	1400円
冷蔵庫	1日あたり (1人50kgまで)	160円
エアコン	1時間あたり	200円

備考

(1) 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表 2（第 5 条関係）機能性植物加工施設

機械設備利用料（乾燥機等）	時間	販売目的
	1 時間あたり	7,000円

備考

(1) 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。